

令和3年度給与改定交渉 妥結内容の概要

| 事項 | 概要 | 実施時期 |
|---|---|-------------------|
| 特別給の改定 | ○ 期末手当 0.10月引下げ ※勧告どおり | R 3.12月期 |
| 定年制の見直し | ○ 定年年齢を65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引上げ ・令和13年4月1日に定年年齢は65歳 | R 5. 4. 1 |
| | ○ 現行再任用制度の廃止、暫定再任用制度の導入 | R 5. 4. 1 |
| | ○ 定年前再任用短時間勤務制の導入 | 任用開始 R 6. 4. 1 |
| | ○ 昇任選考等の資格基準の上限年齢等の引上げ 定年年齢の引上げに合わせ、2年に1歳ずつ段階的に引上げ ・主任（種別B） 60歳以下 ⇒ 令和13年度 65歳以下 ・課長代理 60歳未満 ⇒ // 65歳未満 ・統括課長代理 58歳未満 ⇒ // 63歳未満 ・技能主任 60歳未満 ⇒ // 65歳未満 ・担任技能長 60歳未満 ⇒ // 65歳未満 ・技能長 58歳未満 ⇒ // 63歳未満 ・統括技能長 58歳未満 ⇒ // 63歳未満 | R 5年度 選考から |
| | ○ 60歳超職員の給与は、当分の間、60歳前の7割の水準 【7割】 給料、給料の調整額、初任給調整手当 【給料月額に連動して7割】 地域手当、特勤手当（準ずる手当含む）、超過勤務手当、 休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、教職調整額、 へき地手当（準ずる手当含む）、産業教育手当、 定時制通信教育手当 【60歳前と同額】 扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、 宿日直手当 | R 5. 4. 1 |
| ○ 退職手当の基本額 ・給料月額7割措置をピーク時特例の適用理由とする ・希望降任等と給料月額7割措置の両方の減額理由がある場合、 それぞれにピーク時特例を適用して基本額を算定 ・給料の調整額、教職調整額の支給を受けた職員の基本額への加算適用は60歳前後で期間を分けて支給額を算定 ・60歳超で公務上の理由等により退職した場合も10%の割増 | R 5. 4. 1 | |

| 事 項 | 概 要 | 実施時期 |
|--------------------|---|---|
| 旅費制度の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ○ 赴任旅費及び帰住旅費に係る移転料 ・実費額が条例の上限額を超える場合、上限額の3倍を限度に増額調整により実費額を支給 | 赴任旅費 R 4. 4. 1 発令から 帰住旅費 R 4. 3. 31 退職から |
| 病気休暇の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ○ 時間単位で承認できる病気休暇の追加 ・おおむね1月以上の期間にわたり週1回以上の頻度により、不妊症・不育症に係る各種検査及び治療を受ける必要がある場合 | R 4. 1. 1 |
| 介護休暇の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ○ 時間単位の介護休暇を取得する際の限度要件撤廃 ・正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ4時間を限度とする要件を撤廃 | R 4. 1. 1 |
| 会計年度任用職員に係る休暇等の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ○ 出産支援休暇の導入 ・取得期間、付与日数、取得単位は常勤職員と同様で、有給 ・対象職員は所定勤務日数が週3日以上又は年121日以上 ○ 育児参加休暇の導入 ・取得期間、付与日数、取得単位は常勤職員と同様で、有給 ・対象職員は所定勤務日数が週3日以上又は年121日以上 ○ 妊娠出産休暇における報酬の取扱いを有給化 ○ 時間単位の介護休暇（介護欠勤）の見直し ・常勤職員と同様に限度要件を撤廃 ○ 不妊症・不育症に係る傷病欠勤の見直し ・不妊症・不育症の各種検査及び療養に係るもので、1回につき引き続く90日までに限り、有給 ・おおむね1月以上の期間にわたり週1回以上の頻度により、不妊症・不育症に係る各種検査及び治療を受ける必要がある場合は、時間単位で傷病欠勤の扱いが可能 | R 4. 1. 1 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護休暇の見直し ・「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を撤廃 ・要件撤廃に伴い、介護欠勤廃止 ○ 介護時間の見直し ・「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を撤廃 ○ 育児休業の見直し ・「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を撤廃 ・要件撤廃に伴い、育児欠勤廃止 ○ 部分休業の見直し ・「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を撤廃 | R 4. 4. 1 |

| 事 項 | 概 要 | 実施時期 |
|--------------------------|---|--------------------|
| <p>臨時的任用職員 制度の導入</p> | <p>○ 地方公務員法等に基づく臨時的任用職員制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児や病気等の事由により常勤職員に欠員が生じ、業務の円滑な実施に支障が生じると認められる場合に任用可 ・ 対象は、知事部局の事務 ・ 任期は、一会計年度を超えない範囲で、欠員が継続する期間 ・ 年次有給休暇は一会計年度ごとに任期に応じて付与 ・ 給与は給与条例による ・ 人材バンク制度（仮称）を活用して任用 ・ 制度の活用状況等を踏まえ、今後、他任命権者や他職種への展開を検討 | <p>R 4 . 4 . 1</p> |